

# 中国ハンドドライヤーに関する 意匠権侵害訴訟について

三菱電機株式会社 知的財産渉外部 第二グループ 田村大生  
知的財産センター 村上加奈子

## I. はじめに

当社及び当社グループでは、知的財産権の適切な保護は技術の進歩や健全な競争を促し、豊かな暮らしと社会の発展に寄与するとの考えの下、知的財産権を将来に亘る重要な経営資源と位置づけ、知的財産権の保護に積極的に取り組んでいる。

こうした中、当社のハンドドライヤー（当社製品名：ジェットタオル®）に酷似した製品が中国・欧州等において出回っていることが発覚したため、当該製品の製造拠点が所在する中国において当社の保有する意匠権・特許権・著作権の侵害訴訟を各々提起し、その全てにおいて勝訴判決を勝ち取ることができた。

本稿では、特許権侵害訴訟や著作権侵害訴訟についても少し触れながら、意匠権侵害訴訟の経験を紹介したい。

なお、当社は、欧州において本件の対象製品を販売していた販売会社に対しても意匠権の権利行使を行っているが、本稿では欧州での権利行使の内容については割愛する。

## II. 案件の概要

両面からジェット風を噴出する形態のハンドドライヤーは1993年に当社が世界で初めて実現した技術であり、当社にとって、海外において当社ブランドを一般消費者に直接訴求できる数少ない製品である。そのため、ジェットタオル®の市場を健全に保つことは当社のブランド戦略においても極めて重要である。

2014年11月にフランスにて開催されていたホテル用備品の展示会においてベルギーの販売会社が本件

訴訟の対象となる当社ジェットタオル®に酷似した製品を販売していたため、当社は当該製品の製造元を調査し、本稿で紹介する訴訟の被告の内の1社である中国の台州迪奥電器有限公司（以下、D社）の製造品であることをつきとめるに至った。

調査により、D社は、当社ジェットタオル®に酷似する製品を中国、ヨーロッパ、オーストラリア、アメリカにおいて、当社品の40～75%の価格で販売しており、世界各国において同社製品が拡散していることが判明した。D社の製品は、いずれも当社製品と部品を交換して取り付けることができるほどに外観、構造及び寸法が酷似していたが、当社のロゴや会社名などの商標は一切使用されていなかった。

しかし、D社は、当社がカタログやホームページで使用していた画像やイラストと酷似した画像等を自社のホームページに掲載しており、さらに、当該製品をベースにしたと思われる意匠権や実用新案権の出願までも行って権利取得していた。

上述の通り、D社はかなり大々的に活動をしており、このような行為を放置した場合、世界各国の市場においてD社の製品こそが真正品として認知されかねない状況であった。

そこで、「当社ブランドの信頼維持」、「当社が適正な営業活動をできる環境の確保」を目的として、知財権の侵害訴訟を提起することにした。当社知財権の侵害行為に対して毅然とした対策を講じることは、当社製品の模倣品を製造している又は将来製造する可能性のある業者に対する強い牽制になると考えている。

なお、当社は、当社製品をベースにしたと思われ